

住民監査請求制度に係る出前講座実施要領

(目的)

第1条 この要領は、住民監査請求制度に係る出前講座（以下「出前講座」という。）の実施に関して、豊中市職員出前講座実施要綱に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施の趣旨)

第2条 出前講座は、住民監査請求制度に関する豊中市民（以下「市民」という。）の理解に資するため、市民の団体・グループ等の申込みに応じて、当該制度の内容について、監査の公正・中立性の確保に十分配慮し、実施するものとする。

(実施の内容)

第3条 出前講座は、原則、市ホームページ掲載の住民監査請求制度の内容に係る資料を用いて、実施するものとする。

2 出前講座においては、次に関する内容は対象としない。

(1) 公表された住民監査請求結果についての当否、疑義等やその後の住民訴訟に係る事項

(2) 監査実施中の事案や個別の事案についての当否、疑義等に係る事項

(3) その他監査の公正・中立性確保の観点から適当でないと判断される事項

(実施の中止等)

第4条 この要領の定めに反する、またはその恐れがある場合は、出前講座は実施しないものとする。

2 出前講座の実施中においても、前条第2項に関し、職員の制止にも関わらず、参加者が出前講座の対象とすることを求めた場合には、出前講座を中止するものとする。

(撮影等)

第5条 出前講座において、参加者が会場において撮影又は録音する場合は、あらかじめ参加者全員の同意を得た旨を、別紙様式により申し出なければならない。

(記録の作成)

第6条 出前講座終了後、同講座の実施内容に係る要旨を記載した記録を作成するものとする。

2 職員は、前項の記録を作成する目的のため、録音することができるものとする。

(その他)

第7条 監査の公正・中立性に懸念を生じることのないよう、監査委員は出前講座に出席しないものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は監査委員が定める。

附 則

この要領は、令和7年5月7日から実施する。